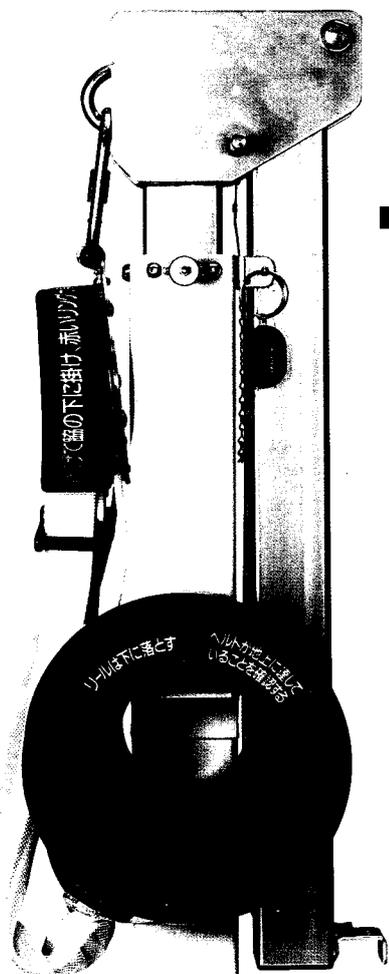


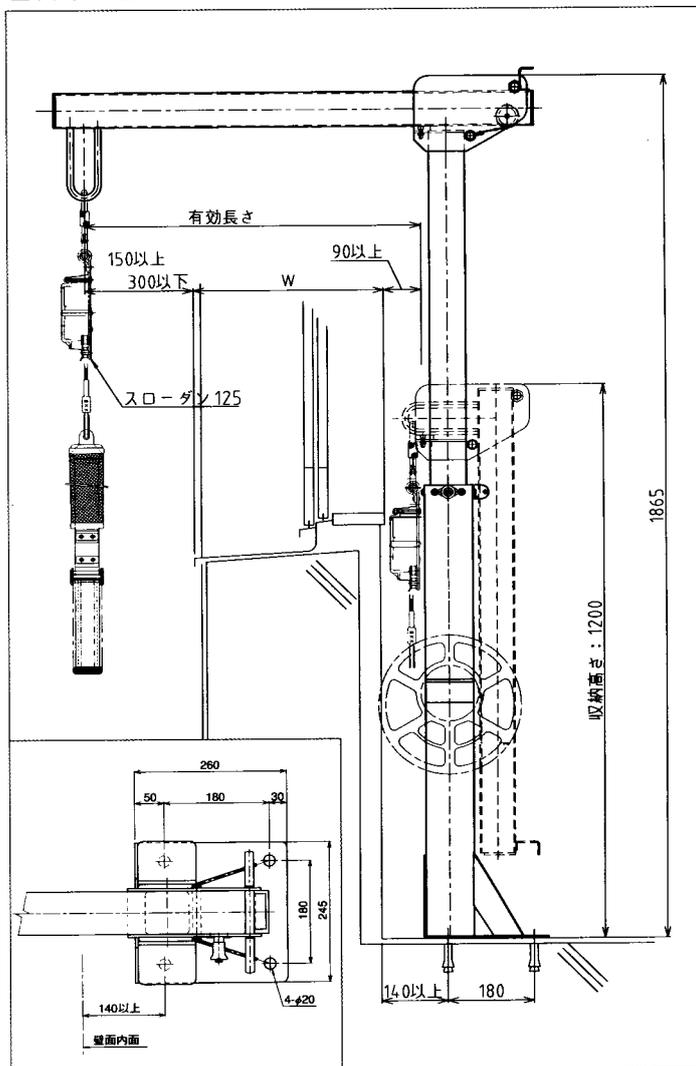
特定一階段等防火対象物向 一動作式取付金具

特許出願中



■早くて簡単、確実、
ワンタッチでセット完了

金具寸法図



機種別寸法表 (NB型)

単位mm

機種	W寸法
NB55	165~315
NB70	315~465
NB85	465~615



保安装置ピンを引き抜く



アームの取手を振り上げながら外に
押出す



リールをそのまま外へ落とす



ベルトを脇の下に掛け、外に出て降下
します

⚠注意 詳細については、使用法及び取扱説明書をお読み下さい。

信頼への高性能

避難器具 可搬式緩降機

スローダン125[®]

国家検定合格型式番号 降第6~3号 (3~30m)
降第6~5号 (31~45m)

PAT.P.57-182536/57-150070

スローダン125(緩降機)とは

使用者の自重で、自動的に降下出来る機構(遠心力ブレーキを作動させて降下速度を制御する)を持つため、使用者の体重に応じた等速度で、つるべ式に何人でも、安全に避難できます。

最大使用荷重25%アップ

総務省令「緩降機の技術上の規格を定める省令」に定められた、最低規格値1000N(100kg)を飛び越えスローダン125の最大使用荷重は1250N(125kg)です。

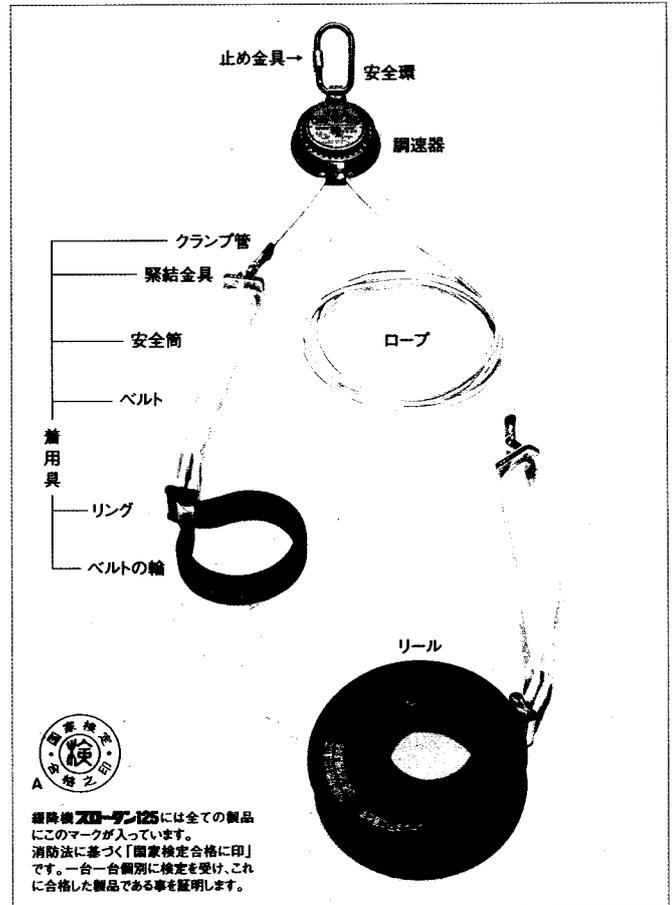
各部品の強度も大幅にアップ

強度試験で要求された数値をはるかに超えるレベルに達しています。

本器・ロープの規格強度=最大使用荷重×3.9=4900N(490kg)
ベルトの規格強度=最大使用荷重×6.5=8200N(820kg)



スローダン125の構成名称



「特定一階段等防火対象物」とは

令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階段以外に階に存する防火対象物で、当該避難階段以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの。(規則第23条第4項第7号)

防火対象物の区分(令別表第一抜粋)

平成15年10月1日施行

項	1	2	3	4	5	6	7
防火対象物	イ 劇場・映画館・演芸場・観覧場 ロ 公会堂・集会場	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・その他の同類 ロ 遊技場・ダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	イ 待合・料理店・その他の同類 ロ 飲食店	百貨店・マーケット・店舗	イ 旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	イ 病院・診療所・助産所 ロ 老人福祉施設・有料老人ホーム・介護施設・更生施設・児童福祉施設・身体障害者施設・精神薄弱者養護施設 ハ 幼稚園・盲学校・ろう学校・養護学校	イ 公共浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

*概ね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーは、従来品設置で可(規則第27条第1項第1号イ関係)
*一動作(開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。)*で、容易かつ確実に使用できるもの。(規則第27条第1項第1号ハ)

製造元 **SKK** 株式会社 **消防科学研究所**

本社: 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町4番11号 第2南川ビル2F
TEL03-3665-0451 FAX03-3665-0454

大阪支所: 〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-2-16 三星中央別館703号
TEL06-6261-4578 FAX06-6261-4568

URL: <http://www.skk-sd.co.jp/>

15 予予第973号
平成15年12月16日

部 長 等
各 殿
消 防 署 長

予 防 部 長

消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う避難器具の技術上の基準に係る運用方針について(通知)

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第90号。以下「改正省令」という。)に係る当庁の運用方針については、消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う消防用設備等の技術上の基準に係る運用方針について(平成15年8月12日15予予第524号予防部長通知。以下「運用通知」という。)により、改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第27条第1項第1号に係るものを除き、既に通知したところです。

また、先般、規則第27条第1項第1号の容易かつ確実に操作できる避難器具に係る措置の適用除外として、改正省令附則第5条に規定される消防庁長官が定める方法(平成15年10月1日消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)が告示され、このことについては、同条の方法を定める告示の施行について(平成15年10月1日消防予第248号消防庁予防課長通知(以下「消防庁施行通知」という。))と併せ、消防法施行規則の一部を改正する省令附則第5条の規定に基づき、同条の方法を定める告示の施行について(平成15年10月21日15予予第808号予防部長通知)により通知したところです。

このことにより、平成15年10月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築等の工事がなされている防火対象物(以下「既存防火対象物」という。)で2号告示の方法による場合は、平成18年10月1日までに必要な措置を講じれば、規則第27条第1項第1号の規定によらず、従来型の緩降機、救助袋等を技術上の基準の例により設置することでよい(以下「避難器具適用除外」という。)こととされたものです。

この規則第27条第1項第1号、2号告示及び消防庁施行通知について、当庁管内の特性を踏まえて取扱いを検討した結果、改正省令の施行に伴う消防用設備等の技術上の基準のうち、規則第27条第1項第1号に係るものの当庁の運用方針について、下記のとおり定めたので、適正な事務の執行に配意願います。

記

- 1 規則第27条第1項第1号の規定に係る特定一階段等防火対象物に関する取扱い(第27条第1項第1号関係)
 - (1) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等の取扱い(規則第27条第1項第1号イ関係)

安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等とは、消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和48年6月6日消防予第87号消防庁予防課長通知)第6、3、(1)、イに示されている概ね2平方メートル以上の規模を有し、かつ転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるもの(以下「バルコニー等」という。)とされているが、その他これに準ずるものとしては、屋上、陸屋根若しくは地階に設置されているドライエリアも含まれるものであること。

(2) 常時、容易かつ確実に使用できる状態に関する取扱い(規則第27条第1項第1号口関係)

常時、容易かつ確実に使用できる状態とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常に使用できる状態で設置されたものをいい、このうち、バルコニー等以外に設置された避難用タラップ(固定式)、滑り台、滑り棒等は、本号口に該当するものであること。

(3) 一動作(開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。以下同じ。)で容易かつ確実に使用できるもの(以下「一動作型避難器具」という。)に関する取扱い(規則第27条第1項第1号ハ関係)

ア 該当する避難器具について

一動作型避難器具として新たに開発されたものの他、従来型の避難器具では、一動作で容易に架設できる構造のものとしてされている避難用タラップ(半固定式)、一動作で容易に架設、組み立てできる横さん収納式の固定はしご(3階以下の階に設置される場合に限る。)等が該当するものである。

イ 既存防火対象物に係る取扱いについて

既存防火対象物の避難器具のうち、緩降機については、次の(ア)、aからcのすべての状態で、つり下げはしご及び避難ロープについては、次の(イ)の状態である場合は、本号ハに該当する避難器具として取り扱って支障ないものであること。

なお、下記(ア)、aの取扱いにより、緩降機取付金具の改修を行う場合の工事の届出等については、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の14の規定に基づく「着工届出」及び法第17条3の2に規定する「検査」を省略できるものとし、改修後は、法第17条の3の2に規定する「設置届出」を届出するものとする。

なお、法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検結果報告(以下「点検報告」という。)時等に甲種消防設備士が改修工事を行った旨の試験結果報告書(別紙1参照)が添付され、改修された旨が確認できる場合は、「設置届出」についても省略できるものとする。

(ア) 緩降機

a 調速器の安全環がアーム先端の吊輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げた状態であって、操作重量及び機構において支障がないように常時設置されているもの。

なお、取付具が床に設置されている場合における操作重量及び機構において支障がないものの取扱いは、別紙2によること。

b 規則第27条第1項第3号口に規定する避難器具の使用法を表示する標識について、整合が図られていること。

c 調速器等がほこり等に直接さらされないための措置をする場合は、簡単に取り外しできるものであること。

(1) つり下げはしご及び避難ロープ

避難器具本体を格納する格納箱が、取付部開口部の真下等の直近に設置されている場合で、当該避難器具取付部の操作面積が確保され、かつ避難器具設置等場所の出入口から取付部の開口部が容易に見とおしできるものであること。

2 改正省令附則に関する取扱い

(1) 改正省令附則第4条に関する取扱い

既存防火対象物に係る経過措置は、規則第27条第1項第1号の規定にかかわらず平成18年10月1日とされ、消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合に限り、平成20年10月1日とされたが、当庁においては、新たな避難器具を設置することの困難性及び既設緩降機に係る改修の普及等を勘案し、経過措置を平成20年10月1日とすることで支障ないものであること。

(2) 改正省令附則第5条に関する取扱い

避難器具適用除外の処理にあたっては、次によること。

なお、この場合、関係者から別紙3「避難器具適用除外届出書」に基づき届出され、その結果について、別紙4「避難器具の適用除外適用通知書」により関係者に通知するものとする。

ア 2号告示、第3方法、1関係

設置する連結散水設備が、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第28条の2に定める技術上の基準に適合し、避難器具適用除外の適用をする場合は、その内容を東京消防庁火災予防規程(昭和61年5月東京消防庁訓令第36号。以下「予防規程」という。)別記様式第10号(その1))の調査書の特記事項欄に記載し、経過を明らかにしておくこと。

イ 2号告示、第3方法、2「当該階に存する者のすべてが、火災により発生する煙の熱及び成分により防火上又は人命の安全上危険な状態になる前に、当該階の避難器具を用いて避難できることを確かめる方法(以下「検証」という。)」関係

(7) 検証について

検証による場合は、次によるものとし、別紙5に留意すること。

a 「計算プログラム」(消防庁ホームページからダウンロードすることが可能。)に基づき検証され、検証に用いた係数に係る避難器具が設置されているなど、避難器具適用除外届出書の記載内容に誤りがないこと。

b 上記審査又は調査については、予防規程別記様式第34号「基準の特例適用調査書」を準用して避難器具適用除外に係る調査書を作成すること(別紙6参照)。

(1) 既存防火対象物に係る用途変更の取扱いについて

改正省令施行日現在、特定一階段等防火対象物に該当しない既存防火対象物で、平成18年10月1日以降に用途変更により特定一階段等防火対象物になった場合についても、前(7)、aの検証条件の範囲内で、同様に取り扱って支障ないものであること。

3 既存防火対象物に係る関係者への指導等

既存防火対象物に係る対応については、運用通知、3によるものとする。

4 その他

新たに開発された一動作型避難器具については、現在、金属製避難はしごについて、2社、2機種(三新工業株式会社(固定はしご)、ナカ工業株式会社(つり下げはしご))について型式承認されている。